

利用者にとってもっとも利害関係の深い運送契約に関する監督事項としては、一定の条件に適合する運送の引受義務、運賃料金その他の運送条件の公示義務等を運送業者に課している（鉄道営業法第6・3条、道路運送法第15・13条等）。なお運賃料金および運送約款については運輸大臣の認可を要するものとされている（道路運送法第8・12条、地方鉄道法第21条等）。—陸上交通事業。港湾運送事業。運送。旅客運送。物品運送。陸上運送。海上運送。空中運送。相次運送。運送人。運送契約。

参考文献 小町谷操三著 運送法の理論と実際(昭和28年)。喜安健次郎著 運送営業(大正13年)。(鶴沢勝義)

**うんそうきそく 運送規則** 鉄道・軌道をはじめすべての運送事業における運送契約は鉄道運輸規程、鉄道営業法、商法その他多くの法令によって規制される。しかしこれらの法令によって規定されていない事項や法令に規定されていても契約当事者の合意によって変更することのできる、いわゆる任意規定として定められている事項が多々ある。これらの規定のない事項や任意規定事項のうち運送業者が運送事業遂行上あらかじめ定めておく必要のある事項に関して、関係運送業者が自らこれを規定として定め、必要に応じ監督官庁の認可を受け、これを公示して運送契約の内容として有効ならしめようとする規則を運送規則という。すなわち運送規則とは運送約款であって、日本国有鉄道公示たる旅客および荷物運送規則、貨物運送規則、自動車貨物運送規則、地方鉄道・軌道の定める運送規則等がこれに当る。火薬類運送規則、鉄道船舶通し運送規則は、その名は運送規則であるが、実質的にはいずれも国の命令であって、前記の意味における運送規則ではない。

1 制定の必要 運送業者が運送関係を規律する規定すなわち運送規則を定める必要は、国家制定法の立法技術、運送業者の立場および利用者の立場の3点から観察することができる。ア 国家の制定法はいかに周密に規定しても細末の点にまで規定をおよぼすことは不可能であり、また各運送業者にはそれぞれ特有の事情があって、法令により統一的に規定することを適当としないものがあるため、法令は各運送業者に共通する主要な点を規定するほかに、比較的共通性に乏しい特殊な点に関する規定を欠くものやむを得ないのである。また国が法令をもって一定の事項を定めても、国は必ずしもこれを強行する意思がなく、契約当事者の合意があり、かつ公の秩序善良の風俗に反しないかぎり、べつの取りきめをなすことを認めている場合がある。これはいわゆる任意規定であるが、いずれの規定がこれに当るかは個々の条文について決定するほかはない。これらの場合運送業者は自ら規定を設けてこの不足を補充し、または自己に適する特約事項を定めることが必要となる。イ 運送業者の立場からみると、運送業は不特定多数の旅客・荷主を相手とする営業であるから、あらかじめ運送関係を規律する規定を定めておいて、多数の相手方をしてこれによらしめるようにしなければ、個々の相手方に対しいちいち取りきめしなければならなくなり、到底その煩に堪えないばかりでなく、運送の秩序を保ち、その円滑を期するうえに支障をきたすおそれがある。さらに運送業は比較的多数の従業員が従事し、かつ広範な地域にわたって作業するものであるから、あらかじめ統一的な規定を定めないと、多数従業員の多数旅客・荷主に対する取扱を統一することが困難となる。ウ 利用者たる旅客・荷主の立場からみると、運送に関する規定が詳細に設けられていることはきわめて便利であり、かつ旅客・荷主をして運送機関を公平に利用させることに役立つ。上記イおよびウの理由は現代大企業に特有な付従契約の原理にしたがうものである。

2 制定に対する制限 制限の第1は、制定について監督官庁の認可を必要とする場合があることである。たとえば道路運送法第12条、海上運送法第9条、航空法第106条は、運送約款を定めて運輸大臣の認可を受くべきことを運送業者に義務づけている。ただし鉄道業に対しては、規定の制定につき認可を必要とする根拠が法令上に存在しない。制限の第2は、制定につき認可を要すると否とを問わず、規定の内容が法令にてい触すべからざることである。これはいわゆる強行法に違反してはならないことを意味するものであって、いわゆる任意法と異なる規定を設け得ることはもちろんである。

3 性質・効力 運送業者の定める規定は契約条項であって、契約の効力として旅客・荷主を拘束する効力を有する。すなわち運送業者が定めた規定は、すべての相手方をしてこれによらしめ、これによらない者は契約しないものとしたものであって、もし異議を留保せずに契約関係に入り来たった者は、上の条項による意思であったものと認定し得るのであって、相手方がその条項について誤解ある場合においては、通常その相手方に過失があったものと認めることができる。

4 実例 鉄道業においては、各地方鉄道業者は一般に国鉄の規定に準じて運送規則を定めている。自動車運送事業者、通運業者等は、統一的な約款例に準じた規定を設けている。国鉄における運送規則のおもなものは、旅客および荷物運送規則(昭25公示110)、貨物運送規則(昭24公示125)、自動車貨物運送規則(昭24公示185)、身体障害者旅客運賃割引規程(昭27公示121)、周遊旅客運賃割引規程(昭30公示20)、自動車の貸切旅客に対する運賃および取扱方(昭28公示350)、小口混載貨物の賃率およびその取扱方(昭24公示20)、15トン積貨車を10トン積貨車に代用する場合の特殊取扱方(昭32公示105)等である。これらは原則として公示の形式により規定されている。

—運送約款。

参考文献 喜安健次郎著 運送営業(大正13年)。小町谷操三著 運送法の理論と実際(昭和28年)。石井照久著 商法(商行為法・海商法)1949。(小林正興・小倉三郎)

## うんそうぎょう 運送業

### 1 意義

運送業は運輸業ともいい、他人の需要に応じ、有償で旅客または物品を運送する事業をいう。運送業の中には商法上の運送営業を包含しているが、それより広い範囲を指している。

(1) 運送業は旅客または物品を運送する事業である。運送の対象は旅客または物品であって音信は含まれない。郵政省が郵便事業遂行のために郵便物を運送業者に託送するのは、郵政省が荷送人となって運送業者の物品運送契約をなすものであって、郵政省が運送業者に託送する郵便物は、やはりいわゆる物品に含まれる。音信の伝達は通信といわれ、英語でも「運送」に相当する transport と「通信」に相当する communication とは判然と別個の概念とされている。ただし通信のうち運送に対していちじるしい差異をもっているのは電信・電話であって、郵便は運送に近い性格を有する。ことに現在行われているような第3種以下の郵便物や小包郵便物の送達は、その本質はむしろ運送である。つぎに道路運送法(昭和26年法律第183号)は、道路運送事業の一種として自動車道事業を掲げている。しかし自動車道事業は、一般自動車道(自動車運送事業者がもつぱらその事業用自動車の交通の用に供することを目的として設けられた専用自動車道以外の自動車道)をもつぱら自動車の交通の用に供する事業をいうのであって、交通業の一種ではあるが運送業ではない。また商法上、自己の名をもって物品運送の取次をな